

予防接種を受けることが適当でない方



①接種当日、明らかな発熱をしている者

接種当日に、医療機関(施設)で検温を行い、37.5°C以上ある者

②重篤な急性疾患にかかっている者

重篤な急性疾患にかかっている場合、病気の進行状況が不明であるため、予防接種を行えません。

③インフルエンザ予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがある者

④インフルエンザ予防接種を接種後、2日以内に発熱があった者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状があった者

⑤その他、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

①～④以外の不適当な状態については、接種医が判断します

予防接種要注意者



次のいずれかに当てはまる場合は、接種に際して注意が必要なため、接種医が、接種できるかどうかの判断を慎重に行います

①心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患有する者

②インフルエンザ以外の予防接種を接種後、2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者

③過去にけいれんの既往のある者

④過去に免疫不全の診断がなされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者

⑤間質性肺炎、気管支喘息等の呼吸器系疾患有する者

⑥本剤の成分又は鶏卵、鶏肉、その他鶏由来のものに対してアレルギーを呈するおそれのある者

接種後の副反応

ワクチンを接種したとき、免疫がつく以外の反応がみられることがあります。これを副反応といいます。比較的多くみられる副反応には、接種した部位の赤み（発赤）、はれ（腫脹）、痛み（疼痛）などがあげられます。接種を受けられた方の10～20%に起こりますが、通常2～3日でなくなります。

全身性の反応としては、発熱、頭痛、寒気（悪寒）、だるさ（倦怠感）などがみられます。接種を受けられた方の5～10%に起こり、こちらも通常2～3日でなくなります。

重大な副反応

まれではありますが、ショック、アナフィラキシー様症状（発疹、じんましん、呼吸困難等）が見られることがあり、そのほとんどは接種後、比較的すぐに起きることが多いため、接種後30分間は接種した医療機関内で安静にしてください。また、帰宅後に異常が認められた場合は、速やかに医療機関を受診してください。

そのほか、ギランバレー症候群、けいれん、肝機能障害、黄疸、急性散在性脳脊髄炎（ADEM）、喘息発作等が現れるとの報告が、まれにあります。その場合も速やかに医療機関を受診してください。

予防接種健康被害救済制度

予防接種法に基づく定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障ができるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には予防接種法に基づき、医療費、医療手当、障害年金、死亡一時金、葬祭料等が健康被害の程度等に応じて支給されます。ただし、これらの補償は健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に予防接種法に基づく補償を受けることができます。